

第 3 回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

- 1 . 日 時 平成 2 2 年 1 月 2 6 日 1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 1 0
- 2 . 場 所 武蔵野公会堂 2 階 第 1、第 2 会議室
- 3 . 出席者 1 8 名

(敬称略)

濱本勇三、井部文哉、泉昭正、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、西村まり、糸井守、黒木泰二郎、城戸毅、佐野佳奈、小林英一郎、佐藤誠、檜山啓示、恩田秀樹、和田賢哉、土屋重弘、香月高広

4 . 資料一覧

東京都提出資料

資料 1 第 2 回議事録

資料 2 第 2 回議事要旨

資料 3 運営要領

資料 4 「話し合いの会」と「地域住民の意見を聴く会(仮称)」について

資料 5 武蔵野地域に関する現状・課題データについて

資料 6 「外環の地上部に関する話し合いの会提出資料」への回答

武蔵野市提出資料

資料 7 外環の地上部街路の整備に係る課題等

古谷構成員提出資料

資料 8 武蔵野市吉祥寺東町南町データ地図

資料 9 外環- 2 のモデル道路の例

5 . 議事

(1) 司会者について (報告)

事務局から前司会者の井上氏の交代の報告と新司会者の渡辺氏の紹介があった。(3 ページ)

また、構成員有志から要望のあった副司会者の設置について、現在、調整中との報告があった。

(4 ページから 5 ページ)

(2) 前回議事録等の確認など

資料 1 から資料 4 について、事務局から説明した。(5 ページから 6 ページ)

1) 話し合いの会の開催の周知について

(西村) コミュニティセンターに置いた案内チラシが 30 枚ではあまりにも少ない。今後は改めてほしい。(7 ページ)

- (土屋)できるだけ周知を図るという趣旨から、案内チラシの部数等についても増やす方向で今後対応していく。(9ページ)
- (井部)コミュニティセンターでもチラシの印刷・配布の協力は可能である。武蔵野市を通じて話をしてほしい。(10ページ)

2) 議事要旨について

- (濱本)主な意見の他に確認事項や問題点、持ち帰って検討し次回報告する事項を明記すべきである。第2回の議事要旨は訂正して欲しい。(12ページ)
- (土屋)議事要旨については、次回、追加訂正して再度報告する。(12ページ)
- (河田)議事要旨を公開する前に、各委員に照会し、同意を得るようにした方が良い。(15ページから16ページ)
- (小林)議事録を作成するとしたからには、議事要旨くらいは事務局の責任で作成すべきと思っていたが、そうではないということによいのか。(17ページから18ページ)
- (土屋)議事要旨のまとめ方も含め、試行的に実施してみることが必要である。議事録と議事要旨を構成員の方々に事前に確認してもらう。(18ページ)

(3) 東京都の都市計画道路の概要と地上部街路の概要、経緯について

第1回資料6について、香月構成員から説明があった。(19ページから23ページ)

1) 地上部街路の経緯に関する事項

- (小林)平成18年11月の沿線区市の要望に対する回答から3年以上が経過しているが、必要性の検証はどの程度進んでいるのか。デメリットについても提示して欲しい。(23ページ)
- (土屋)要望に対して都が回答した「必要性の検証」は、現在作業を継続している。地域課題に関するデータ等の説明の後、次回以降にデメリットについてもあわせて説明を行う。(25ページ)
- (黒木)平成13年4月のたたき台のパンフレットは「全線地下構造の自動車専用道とします」となっており、資料にある「イメージ」という言葉はおかしい。石原都知事の記者会見後、地上部の話が出てきたもので、住民としては納得いかない。
平成17年1月の基本的な考え方で、3番目に「代替機能を確保して都市計画を廃止する」とあるが、代替機能とはどういうものか。
平成19年4月の高速道路の外環を高架方式から地下方式に都市計画変更のところ、外環の地下化に伴い附属街路の機能が不要となった理由は何か。
平成21年4月の対応の方針の公表のところ、地域課題検討会では記録を残していないとのことであったのに、どのようにして意見として活用していくのか。(26ページ)
- (糸井)代替機能とはどのレベル、どの範囲、どういう時点で考えているのか。経済や社会や文化や生活までを含めて機能というものを考えるのか。(26ページから27ページ)
- (土屋)パンフレットでは全体として地下を前提としたイメージを網羅した形にしてあるが、その時に地下構造にしますという記述になっているということである。

東八道路から南の部分では高架構造の自動車専用道路に対し、宅地への出入りを確保するため附属街路が都市計画決定された。高架構造から地下構造に変更となり、宅地への出入りは従来の道路で可能となるため、附属街路の機能は必要性がなくなり廃止となった。

地域課題検討会の各グループの話し合いの中で外環の2についての意見を頂いており、それらを今後の検討の際に紹介・報告しながら話し合いの会を進めたい。(28ページ)

(香月) 防災、交通、環境、暮らしという視点から、地元の抱える地域的や広域的な課題を解決するための外環の2以外の方策が代替機能であると考えている。(29ページ)

(系井) 暮らしに対する基礎データなどは、要望すれば提示されるものなのか。(29ページ)

(土屋) 追加の資料については、皆さんで必要性の確認を行い、その上で可能な範囲で対応したい。

(小林) 外環の2を廃止した場合でも、代替機能として、この地域の環境やまちづくりを検討するという事なのか。この地域ということだけでなく、市の全体の環境・まちづくりを検討するならわかるが。とすれば、基本的には代替機能とは交通機能だけではないのか。(30ページ)

(土屋) 道路は交通機能が中心であるが、その他にも防災空間や緑化空間としての機能も持っているため、それらに対する代替機能を検証していく必要があると考えている。(32ページ)

2) 地上部街路の経緯について

(古谷) 地上部のその他の機能や石原都知事の「地下化にする、皆さん安心してください」との発言は、これまでの経緯の説明の他に共有すべきことである。(32ページ)

(濱本) 外環の2は昭和41年に決定されたと書いてあるが、どこで決定されたのか。なぜ、外環の2という名前が付けられたのか。

たたき台の中では、外環の2はどこにも書いておらず、外環本線と一緒に外環のことが書いてある。都市高速道路外郭環状線(外環)と外環の2は一体だと思っている。

外環の2に関する資料、都市計画審議会の議事録、特別委員会の資料を出して頂きたい。どこで外環の2が決定したのか確認したい。(32ページから33ページ)

(土屋) 都市計画審議会又は特別委員会の資料は公文書開示条例等の対象なので、ストレートに提示することは困難であるが、主要な部分を抽出し資料にすることは可能であると思う。

昭和41年7月30日に告示された、環状六号線外側の一般街路の見直しの中で外郭環状線の2が位置づけられている。都市計画審議会の内容は、高速道路に関する審議が主体であり、外環の2の記述はないと思われる。再度確認し次回報告する。

東京の場合、23区内と多摩部で都市計画道路の呼び方が異なっている。23区では放射、環状、補助という道路の構成になっており、環状線の一部になるが、外郭環状線の2という都市計画道路名が付けられている。(34ページから35ページ)

3) 今後の会議資料に関する要望等

(濱本) 都市計画審議会以外環の2を決定した資料があるのなら提出して欲しい。(35ページ)

(古谷) 提出資料に関する意見をまとめたので、次回資料として追加して欲しい。(36ページ)

(河田) 本日の資料では、バックデータや法律上の決定手順の説明等が不足しており、追加質問や追加資料の要求が出る事となる。審議に堪える資料を用意して欲しい。(36ページ)

(西村) 外環ジャーナルの4号を次回資料として願います。(37ページ)

(香月) 今後、審議に堪え、意見を交わすことが可能となるようなデータの提出に努め、可能な資料については極力提出していく。外環ジャーナルも既に公開されているので次回用意する。
(37ページ)

6. 確認された事項

- ・開催を周知するチラシについては、コミセン・市と相談し、対応する。
- ・第2回の議事要旨を含め、事前に構成員へ送付して確認する。
- ・沿線区市の要望に対し、都は「必要性の検証」を行う旨回答している。必要性については、次回以降説明する。
- ・第2回の話し合いの会において次回に持ち越しとなっていた地域住民の意見を聴く会(仮称)について、話し合いの会のとりまとめの時期に、これとは別に開催することなどの説明を行った。

7. 次回以降へ持ち越した事項

- ・副司会者について、引き続き調整を行う。
- ・都市計画審議会や特別委員会の議事録について、関連する部分を示していく。